

住居確保給付金とは

離職等により、住居を失った又はそのおそれがある人へ、家賃相当の住居確保給付金を支給することで、安定した住居の確保と就労による自立を支援します。

住居確保給付金の内容

■支給額 管理費や共益費等を除く月額上限

単身世帯	35,500 円
2 人世帯	43,000 円
3～5 人世帯	46,200 円

■支給期間

3か月

※ただし、一定の要件を満たす場合、3 か月ごとに延長可能（最長 9 か月）。

■支給方法

原則、住宅の貸主等の口座へ直接振込みます。

住居確保給付金の支給要件

新潟市に居住もしくは居住する予定で、次の①から⑧のいずれにも該当する人に支給します。

- ① 離職等により住居を失った又は住居を失うおそれがある
- ② 離職後 2 年以内又は休業等により収入が減少し、離職等と同程度の状況にある
- ③ ②の状態になる前に、世帯の生計を主として維持していたこと

④ 【収入要件】

申請者及び申請者と同一生計の人の、申請月の収入合計額が次のとおりであること

単身世帯	116,500 円以下 基準額 81,000 円＋家賃額(上限 35,500 円)
2 人世帯	166,000 円以下 基準額 123,000 円＋家賃額(上限 43,000 円)
3 人世帯	203,200 円以下 基準額 157,000 円＋家賃額(上限 46,200 円)
4 人世帯	240,200 円以下 基準額 194,000 円＋家賃額(上限 46,200 円)

⑤ 【資産要件】

申請者及び申請者と同一生計の人の所有する預貯金等の合計が次のとおりであること

単身世帯	486,000 円以下
2 人世帯	738,000 円以下
3 人世帯	942,000 円以下
4 人世帯～	1,000,000 円以下

- ⑥ ハローワーク等に求職を申し込み、誠実かつ熱心に常用就職を目指した求職活動または自営業改善に向けた活動を行うこと
- ⑦ 自治体等が行う、離職者等に対する住居の確保を目的とした類似の給付等を、申請者及び申請者と同一生計の人が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一生計の人のいずれもが暴力団員でないこと

住居確保給付金の申請

■受付窓口

新潟市パーソナル・サポート・センター又は区役所の生活保護担当課

■申請に必要な書類

- 申請書（窓口でお渡しします）
- 本人確認書類のいずれかの写し
運転免許証、個人番号カード、住民基本台帳カード、パスポート、身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、各種健康保険資格確認書または健康保険証、住民票、住民票記載事項証明書、戸籍謄本、在留カード等
- 離職関係書類
2 年以内に離職したこと又は離職と同程度の状況にあることが確認できる書類の写し（離職票等）
- 収入関係書類
申請者及び申請者と同一生計の人のうち、収入がある人について、申請月の収入が確認できる書類の写し（給与明細書等）
- 預貯金等関係書類
申請者及び申請者と同一生計の人の、申請日の金融機関の通帳の写し等

賃貸住宅の契約を行う際に必要な敷金・礼金等の「初期費用」の捻出が困難な場合や、生活費にお困りの場合は、社会福祉協議会の「総合支援資金（住宅入居費）」や「臨時特例つなぎ資金」の貸付を利用できる場合があります。

住居確保給付金の支給が決定した場合

■求職活動等

常用就職等に向けた次の①から③の求職活動等を行っていただきます。

- ① 毎月2回以上、ハローワーク等で職業相談を受けること
- ② 毎月4回以上、新潟市パーソナル・サポート・センターの面接等の支援を受けること
- ③ 原則週1回以上、求人先へ応募を行う、または求人先の面接を受けること

※自営業の方が、自営業改善に向けた活動を行う場合は、活動要件が上記とは異なります。

■収入の報告

支給決定後に就職した場合には、「常用就職届」を提出していただきます。就職した月以降、収入額を確認できる書類を提出していただきます。

住居確保給付金の支給が中止される場合

- ①受給者が誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合や就労支援に関する指示に従わない場合
- ②受給者が常用就職等し、就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合
- ③支給決定後に受給者が住居から退去した場合
- ④支給決定後に虚偽の申請等不適正受給であることが明らかになった場合（既に支給された給付の全額または一部を返していただきます。）

⑤上記のほか、支給することができない事情が生じた場合

転居費用補助について

より低い家賃の物件に転居することが家計改善に有効であると認められた場合は転居費用の補助を受けることができます。

※新潟市パーソナル・サポート・センターが実施する家計改善支援事業の利用が必須となります。

詳しい内容については、相談窓口までお問い合わせください

住居確保給付金の相談窓口

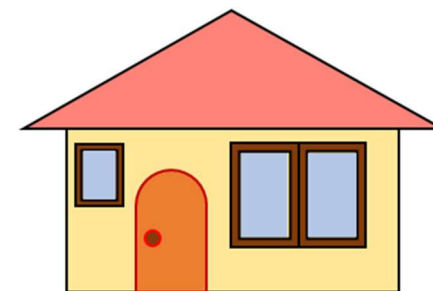
新潟市パーソナル・サポート・センター

中央区新光町 6-2 勤労福祉会館 1 階 025-385-6851

区役所の生活保護担当課

北 区 健康福祉課	北区東栄町 1-1-14	025-387-1315
東 区 保護課	東区下木戸 1-4-1	025-250-2424
中央区 保護課	中央区西堀通 6 番町 866 番地	025-223-7325
江 南 区 健康福祉課	江南区泉町 3-4-5	025-382-4313
秋 葉 区 健康福祉課	秋葉区程島 2009	0250-25-5684
南 区 健康福祉課	南区白根 1235	025-372-6310
西 区 保護課	西区寺尾東 3-14-41	025-264-7320
西 蒲 区 健康福祉課	西蒲区巻甲 2690-1	0256-72-8395

住居確保給付金のしおり



新 潟 市

令和7年4月改訂